



宮 崎 県 公 報

平成21年3月16日(月曜日) 第2066号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

- 宮崎県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則…… (総務課) 1
- 宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則…… (税務課) 2

告 示

- 牛、馬、豚、鶏及びみつばちの監視伝染病の発
生予防のための検査の実施…… (畜産課) 9
- 土地収用法に基づく事業の認定…… (用地対策課) 10
- 道路の区域の変更 (7 件) …… (道路保全課) 11
- 道路の供用の開始 (5 件) …… (“) 12
- 廃川敷地等の公示…… (河川課) 13
- 土砂災害警戒区域の指定…… (砂防課) 13
- 土砂災害特別警戒区域の指定…… (“) 14

- 港湾施設の概要の公示…… (港湾課) 14

公 告

- 地区及び簿冊の認証 (2 件) …… (農村計画課) 14
- 土地改良区の役員の就退任の届出…… (農村整備課) 15
- 県営土地改良事業に係る換地処分…… (“) 15
- 市町村営土地改良事業の施行協議の適当の決定
(2 件) …… (“) 15

人事委員会規則

- 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正す
る規則…… 16
- 期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する
規則の一部を改正する規則…… 16

公安委員会規則

- 宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正す
る規則…… 17

規 則

宮崎県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年3月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第3号

宮崎県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則

宮崎県職員宿舍管理規則(昭和43年宮崎県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 職員 知事、副知事及び議会議長並びに知事の事務部局、病院局、議会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び労働委員会事務局に勤務する一般職の職員をいう。 (2) [略] (入居者の資格) 第5条 一般宿舎に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の予約者を含む。)があること。ただし、 <u>独身寮にあっては未婚かつ単身で、単身用宿舎にあっては単身で入居する者であること。</u> (2) [略]	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 職員 知事、副知事及び議会議長並びに知事の事務部局、病院局、議会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び労働委員会事務局に勤務する一般職の職員 <u>その他知事が別に定める者</u> をいう。 (2) [略] (入居者の資格) 第5条 一般宿舎に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) <u>独身寮及び単身用宿舎以外の一般宿舎にあっては現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の予約者を含む。)があること。ただし、知事が別に定める場合にあってはこの限りでない。</u> (2) <u>独身寮にあっては未婚かつ単身で、単身用宿舎にあっては単身で入居する者であること。</u> (3) [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第 4 号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後														
<p>（自動車税の減免）</p> <p>第84条の 3 条例第64条の 2、第64条の 3、第65条又は第66条の規定による自動車税の減免については、当該自動車税の税額の全部を免除するものとする。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>第84条の 4 削除</p>	<p>（自動車税の減免）</p> <p>第84条の 3 条例第64条の 2、第64条の 3、第65条又は第66条の規定による自動車税の減免については、当該自動車税の税額の全部を免除するものとする。<u>ただし、条例第64条の 2 の規定による自動車税の減免については、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額（自動車税の賦課期日以後に納税義務が発生した者にあつてはその発生した月の翌月から、同期日以後に納税義務が消滅した者にあつてはその消滅した月までの月割をもつて計算した額に相当する額）を上限として減免する。</u></p> <p>（1） 条例附則第31項の適用を受ける自動車 49,500円</p> <p>（2） 前号以外の自動車 45,000円</p> <p>2～6 [略]</p> <p>（身体障害者等の範囲）</p> <p>第84条の 4 条例第64条の 2 に規定する身体障害者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>（1） 身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条第 4 項に規定する身体障害者手帳をいう。以下同じ。）の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5 号に定める障害の級別に該当する障害を有する者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">障害の区分</th> <th style="text-align: left;">障害の級別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障害</td> <td>1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>2 級及び 3 級</td> </tr> <tr> <td>平衡機能障害</td> <td>3 級</td> </tr> <tr> <td>音声機能障害</td> <td>3 級（喉頭摘出手術を受けた者に限る。） ）。ただし、身体障害者が取得し、又は所有する自動車（身体障害者で年齢18歳未満のものとし計を一にする者が取得し、又は所有する自動車を含む。）を当該身体障害者のために当該身体障害者と生計を一にする者が運転する場合（以下「生計同一者運転」という。）又は当該身体障害者（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。以下この条において同じ。）のために当該身体障害者を常時介護する者が運転する場合（以下「常時介護者運転」という。）を除く。</td> </tr> <tr> <td>上肢不自由</td> <td>1 級、2 級の 1、2 級の 2 及び 2 級（両上肢に障害があり、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社運賃減額欄に第 1 種と記載がある者に限る。）</td> </tr> <tr> <td>下肢不自由</td> <td>1 級から 6 級までの各級。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転は 1 級、</td> </tr> </tbody> </table>	障害の区分	障害の級別	視覚障害	1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1	聴覚障害	2 級及び 3 級	平衡機能障害	3 級	音声機能障害	3 級（喉頭摘出手術を受けた者に限る。） ）。ただし、身体障害者が取得し、又は所有する自動車（身体障害者で年齢18歳未満のものとし計を一にする者が取得し、又は所有する自動車を含む。）を当該身体障害者のために当該身体障害者と生計を一にする者が運転する場合（以下「生計同一者運転」という。）又は当該身体障害者（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。以下この条において同じ。）のために当該身体障害者を常時介護する者が運転する場合（以下「常時介護者運転」という。）を除く。	上肢不自由	1 級、2 級の 1、2 級の 2 及び 2 級（両上肢に障害があり、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社運賃減額欄に第 1 種と記載がある者に限る。）	下肢不自由	1 級から 6 級までの各級。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転は 1 級、
障害の区分	障害の級別														
視覚障害	1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1														
聴覚障害	2 級及び 3 級														
平衡機能障害	3 級														
音声機能障害	3 級（喉頭摘出手術を受けた者に限る。） ）。ただし、身体障害者が取得し、又は所有する自動車（身体障害者で年齢18歳未満のものとし計を一にする者が取得し、又は所有する自動車を含む。）を当該身体障害者のために当該身体障害者と生計を一にする者が運転する場合（以下「生計同一者運転」という。）又は当該身体障害者（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。以下この条において同じ。）のために当該身体障害者を常時介護する者が運転する場合（以下「常時介護者運転」という。）を除く。														
上肢不自由	1 級、2 級の 1、2 級の 2 及び 2 級（両上肢に障害があり、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社運賃減額欄に第 1 種と記載がある者に限る。）														
下肢不自由	1 級から 6 級までの各級。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転は 1 級、														

		2 級及び 3 級の 1
体幹不自由		1 級から 3 級までの各級及び 5 級。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転は 1 級から 3 級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の	上肢機能	1 級及び 2 級 (両上肢に障害がある者に限る。)
脳病変による運動機能障害	移動機能	1 級から 6 級までの各級。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転は 1 級から 3 級までの各級
心臓機能障害		1 級及び 3 級
じん臓機能障害		1 級及び 3 級
呼吸器機能障害		1 級及び 3 級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級及び 3 級
小腸機能障害		1 級及び 3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、異なる障害区分の重複による併合障害を有する者についてはその障害の級別が 1 級から 4 級までの各級の者。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転は障害の級別が 1 級から 3 級までの各級の者

(3) 戦傷病者特別援護法 (昭和 38 年法律第 168 号) 第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法 (大正 12 年法律第 48 号) 別表第 1 号表ノ 2 又は第 1 号表ノ 3 に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有する者

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第 4 項症までの各級
聴覚障害	特別項症から第 4 項症までの各級
平衡機能障害	特別項症から第 4 項症までの各級
音声機能障害	特別項症から第 2 項症までの各級 (喉頭摘出手術を受けた者に限る。)。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転を除く。
上肢不自由	特別項症から第 3 項症までの各級
下肢不自由	特別項症から第 6 項症までの各級及び第 1 款症から第 3 款症までの各款症。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転は特別項症から第 3 項症までの各級
体幹不自由	特別項症から第 6 項症までの各級及び第 1 款症から第 3 款症までの各款症。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転は特別項症から第 4 項症までの各級
心臓機能障害	特別項症から第 3 項症までの各級
じん臓機能障害	特別項症から第 3 項症までの各級
呼吸器機能障害	特別項症から第 3 項症までの各級
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第 3 項症までの各級
小腸機能障害	特別項症から第 3 項症までの各級

2 条例第 64 条の 2 に規定する精神障害者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

<p>(自動車取得税の減免)</p> <p>第90条の6 条例第77条の5第1号から第3号までに掲げる自動車の取得に対する自動車取得税の減免については、当該自動車取得税の税額の全部を免除するものとする。</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>(1) 別に定めるところにより療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）のうち、障害の程度が総合判定Aの者。ただし、療育手帳所持者が取得し、又は所有する自動車（療育手帳所持者で自ら運転しないものと生計を一にする者が取得し、又は所有する自動車を含む。）を当該療育手帳所持者のために当該療育手帳所持者と生計を一にする者が運転する場合又は当該療育手帳所持者（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。以下この条において同じ。）のために当該療育手帳所持者を常時介護する者が運転する場合で、特別支援学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する特別支援学校をいう。）への通学に利用する者については障害の程度が総合判定A、B1及びB2の者</p> <p>(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの</p> <p>(自動車取得税の減免)</p> <p>第90条の6 条例第77条の5第1号から第3号までに掲げる自動車の取得に対する自動車取得税の減免については、当該自動車取得税の税額の全部を免除するものとする。ただし、条例第77条の5第3号の規定による自動車取得税の減免については、250万円に身体障害者等が運転するため又は身体障害者等が利用するための当該自動車に係る特別の仕様による製造又は装置の変更を要した額を加算した額に、法第699条の8又は法附則第32条第2項から第12項までの規定を適用して算出した額を上限として減免する。</p> <p>2～5 [略]</p>
--	---

別記様式第196号の2（その1）を次のように改める。

様式第 196号の 2 (その 1) (第84条の 3 関係)

(表)

身体障がい者等用

年度 自動車税減免 (取消) 申請書

付
受 印

宮崎県		申請者		住(居)所			
県税・総務事務所長 殿		フリガナ氏名		フリガナ氏名		電話 ()	
年 月 日						—	
宮崎県税条例第 64 条の 2 の規定により自動車税の減免を受けたいので、宮崎県税条例施行規則第 84 条の 3 第 3 項の規定により下記のとおり申請します。							
減免申請対象自動車(ア)	登録番号			<input type="checkbox"/> 別添自動車検査証写しのとおり			
	宮崎	カ	ナ	所有者	住(居)所		
					フリガナ氏名		
	用途及び目的	1 通院			使用者	住(居)所	
2 通学(通所)			フリガナ氏名				
	3 生業等						
身体障がい者(イ)	<input type="checkbox"/> 別添手帳写しのとおり						
	住(居)所			生年	昭平 年 月 日		
	フリガナ氏名			月日	明大		
(イ)のために	<input type="checkbox"/> 別添免許証写しのとおり						
	住(居)所			年齢	歳		
	フリガナ氏名			(イ)との関係 1 本人 2 生計同一者(続柄) 3 常時介護者			
減免申請をする場合(ア)	<input type="checkbox"/> 別添手帳写しのとおり						
	番 号		運 転 免 許 証 の 内 容				
	交 付 年 月 日		昭・平 年 月 日		番 号		交 付 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳		障がい名		有 効 期 限		平 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳		障がい等級		免 許 の 種 類		
<input type="checkbox"/> 療育手帳		総合判定		<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B 1 <input type="checkbox"/> B 2		免 許 の 条 件 等	
<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳		障がい等級		1 級			
減免取消の申請をする場合(ア)	(取消の理由)						
	(減免申請をする場合は不要)						
※処理欄	減免額		処理日付		確認印		備考
	円						
		(□ 重課対象)					

◎記入される前に、裏面をお読みください。

(裏)

(注意)

処理欄は、記入しないでください。

(記入要領)

- 1 「減免申請取消対象自動車(ア)」欄の「所有者」は、所有権留保(販売会社名義)となっているときは、社名だけを記入してください。
- 2 「(イ)のために(ア)を運転する者」欄の「(イ)との関係」が「2 生計同一者」のときは、続柄を()に記入してください。(例えば「長男」、「父」など)
- 3 下記(申請時に必要な書類等)に掲げる1～3の書類の写しを添付する場合は、太線枠の欄(「申請者」、「登録番号」、「用途及び使用目的」、「年齢」及び「(イ)との関係」並びに身体障がい者等の氏名及び運転者の氏名のフリガナ)のみの記入とすることができます。

(申請時に必要な書類等)

減免申請に際しては、次の書類等が必要です。

- 1 身体障害者手帳等(原本)
- 2 運転免許証(両面コピー可)
- 3 自動車検査証(原本)
- 4 自動車税減免申請理由証明(願)書又は自動車税等に係る生計同一証明書(生計同一者運転のみ)
- 5 自動車税等に係る常時介護証明書(常時介護者運転のみ)
- 6 印鑑

(その他)

- 1 自動車税減免申請理由証明書又は自動車税等に係る生計同一証明書若しくは常時介護証明書は、福祉事務所長等が交付しますが、証明書の申請には住民票が必要な場合があります。
- 2 障がいの内容によって減免の対象となる障がい等級が異なりますのでご注意ください。
- 3 この申請書の記入にあたってご不明な点がありましたら、最寄りの県税・総務事務所におたずねください。
- 4 現在、減免を受けている場合に、減免の取消を希望する方は、この様式により申請してください。

別記様式第 202号の 6 (その 1) を次のように改める。

様式第 202号の 6 (その 1) (第90条の 6 関係)

(表)

身体障がい者等用

年度 自動車取得税減免申請書

受 付 印

宮崎県 宮崎県税・総務事務所長 殿 年 月 日		申請者	住(居)所			
		フリガナ氏名	フリガナ氏名		電話	() —
宮崎県税条例第 77 条の 5 の規定により自動車取得税の減免を受けたいので、宮崎県税条例施行規則第 90 条の 6 第 3 項の規定により下記のとおり申請します。						
減免申請対象自動車(ア)	登録番号			□別添自動車検査証写しのとおり		
	宮崎	カナ		所有者	住(居)所	
					フリガナ氏名	
	用途及び目的	1 通院 2 通学(通所) 3 生業等		使用者	住(居)所	
					フリガナ氏名	
身体障がい者等(イ)	□別添手帳写しのとおり					
	住(居)所			生年	昭平 年 月 日 月日 明大	
	フリガナ氏名			年齢	歳	
(イ) (ア) のために	□別添免許証写しのとおり					
	住(居)所			(イ)との関係		
	フリガナ氏名			1 本人 2 生計同一者(続柄) 3 常時介護者		
手帳の内容	□別添手帳写しのとおり					
	番号		運		□別添免許証写しのとおり	
	交付年月日		昭・平 年 月 日		番号	
	□身体障害者手帳		障がい名		交付年月日	
	□戦傷病者手帳		障がい等級		平 年 月 日	
	□療育手帳		総合判定		有効期限	
□精神障害者保健福祉手帳		障がい等級		平 年 月 日		
		□A □B1 □B2		免許の種類		
		1 級		免許の条件等		
※	減免額		処理日付	確認印	備考	
処	自動車	円				
理	取得税					
欄						

◎記入される前に、裏面をお読みください。

(裏)

(注意)

- 1 日本赤十字社又は公的医療機関の場合は、「減免申請対象自動車 (ア)」欄まで記入してください。
- 2 処理欄は、記入しないでください。

(記入要領)

- 1 「減免申請対象自動車 (ア)」欄の「所有者」は、所有権留保 (販売会社名義) となっているときは、社名だけを記入してください。
- 2 「(イ) のために (ア) を運転する者」欄の「(イ) との関係」が「2 生計同一者」のときは、続柄を () に記入してください。(例えば「長男」、「父」など)
- 3 下記(申請時に必要な書類等)に掲げる1～3の書類の写しを添付する場合は、太線枠の欄(「申請者」、「登録番号」、「用途及び使用目的」、「年齢」及び「(イ) との関係」並びに身体障がい者等の氏名及び運転者の氏名のフリガナ)のみの記入とすることができます。

(申請時に必要な書類等)

減免申請に際しては、次の書類等が必要です。

- 1 身体障害者手帳等 (原本)
- 2 運転免許証 (両面コピー可)
- 3 自動車検査証 (原本)
- 4 自動車取得税減免申請理由証明 (願) 書又は自動車税等に係る生計同一証明書 (生計同一者運転のみ)
- 5 自動車税等に係る常時介護証明書 (常時介護者運転のみ)
- 6 印鑑

(その他)

- 1 自動車税減免申請理由証明書又は自動車税等に係る生計同一証明書若しくは常時介護証明書は、福祉事務所長等が交付しますが、証明書の申請には住民票が必要な場合があります。
- 2 障がいの内容によって減免の対象となる障がい等級が異なりますのでご注意ください。
- 3 この申請書の記入にあたってご不明な点がございましたら、最寄りの県税・総務事務所におたずねください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第84条の4の改正規定並びに別記様式第196号の2（その1）及び別記様式第202号の6（その1）の改正規定は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 176号

牛、馬、豚、鶏及びみつばちの監視伝染病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、検査の対象となる牛、馬、豚、鶏及びみつばちの所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成21年3月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

家畜の種類	監視伝染病の種類	家畜の範囲	検査の方法	実施する区域	実施の期日
牛	ブルセラ病	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育する雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 前2号の牛と同一施設内で飼育している牛 4 実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	ブルセラ急速凝集反応	県内一円	平成21年 4月1日から 平成22年 3月31日まで
	結核病	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育する雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 前2号の牛と同一施設内で飼育している牛 4 実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	ツベルクリン皮内反応		
	ヨーネ病	実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	一般臨床検査及び抗体検査又は細菌検査		
	ブルータング	実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	一般臨床検査及び抗体検査		
	アカバネ病				
	チュウザン病				
	牛白血病				
	アイノウイルス感染症				
	イバラキ病				
	牛流行熱				
伝達性海綿状脳症	月齢又は推定月齢が満24月以上で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した死亡牛	エライザ検査			
馬	馬伝染性貧血	実施区域内で飼育されている馬で、家畜保健衛生所が検査馬として選定した馬	一般臨床検査及び抗体検査		
	馬パラチフス		一般臨床検査及び抗体検査又は細菌検査		

	馬伝染性子宮炎		一般臨床検査及び抗体検査
	馬インフルエンザ		一般臨床検査及びウイルス検査
豚	オーエスキー病	実施区域内で飼育されている豚で、家畜保健衛生所が検査豚として選定した豚	一般臨床検査及び抗体検査
	伝染性胃腸炎		
	豚繁殖・呼吸障害症候群		
	豚流行性下痢		
	豚コレラ		
鶏	ニューカッスル病	実施区域内で飼育されている鶏で、家畜保健衛生所が検査鶏として選定した鶏	一般臨床検査及び抗体検査
	家きんサルモネラ感染症		
	鶏マイコプラズマ病		一般臨床検査及びウイルス分離、抗体検査
	高病原性鳥インフルエンザ		
みつばち	腐蛆病	実施区域内で飼育されているみつばちで、家畜保健衛生所がみつばちとして選定したみつばち	一般臨床検査及び細菌検査

宮崎県告示第 177号

土地収用法（昭和26年法律第 219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成21年3月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 起業者の名称
日向市
- 2 事業の種類
日向市駅周辺地区交流拠点施設整備事業（交流拠点広場及び公共駐車場建設工事）
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
宮崎県日向市上町及び原町一丁目並びに大字日知屋字蛭子ノ脇及び字中原地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、法第3条第1号に規定する「駐車場法（昭和32年法律第 106号）による路外駐車場」及び法第3条第32号に規定する「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。
以上から、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 法第20条第2号の要件への適合性について
日向市は、平成10年度に中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に基づく「日向市中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、平成20年3月12日に内閣総理大臣の認定を受けている。申請事業は、この計画の基幹事業に位置付けられ、平成20年度まちづくり交付金の交付も受けており、既に予算計上も行われている。また、平成21年度の予算についても市長が予算確保を確約しており、起業者が申請事業を行う意思を有すると認められる。
申請事業のうち駐車場については、駐車場法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第

91号）による届出が必要であるが、起業者は既に届出を行っており、法令等の制限についても問題がないと認められる。

以上から、起業者である日向市は、事業を遂行する十分な権能を有すると認められるため、申請事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

① 申請事業の施行により得られる公共の利益について

申請事業を行う日向市駅周辺地区は、中心市街地として地域経済等に重要な役割を果たしてきたが、昭和50年代以降社会構造の変化や都市基盤整備の遅れから居住人口が減少し、郊外型の大型店舗の進出等もあって、空き店舗や未利用地が増加するなど都市機能が衰退し活力が失われている。

こうした状況から、日向市は、「人が集い、人がふれあい、人が暮らす、市（いち）的にぎわいに満ちた都市空間の形成」を基本方針とする「基本計画」を策定し、土地区画整理事業や鉄道高架事業等の実施により都市機能を強化する一方、地域住民、事業者及び来街者の交流の場となる公園等の交流施設を整備することで中心市街地の生活文化交流拠点機能を強化し、活性化を図ることを目的に本件事業を計画したものである。

本件事業は、祭りや各種イベント等が開催できる野外ステージを備えたイベント広場と公共駐車場の整備により、市民だけでなく来街者を呼び込む交流拠点として、中心市街地に人が集まる機会を増やすと共に、商店街等に滞留させることで、活発な社会的、経済的及び文化的活動を促すもので、地域社会経済の活力の再現に寄与するものと認められる。

以上から、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

② 申請事業の施行により失われる利益について

本件事業の施行により宅地が失われるが、起業地は、日向市街地中心部の日向市駅周辺という既成の市街地であり、希少動植物が存在する可能性はきわめて低く、自然環境への影響は軽微であると認められる。また、起業地内に文化財保護法（昭和25年法律第 214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地もない。なお、起業地周辺は市街地であり事業施行中の騒音、振動等、住環境への影響が考えられるが、起業者は、低騒音・低振動の建設機械を使用するなど施工中の影響の軽減に

努めるとしている。

以上から、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

③ 代替案の検討について

本件起業地の選定に当たっては、

ア 効率的な事業効果の発現

イ 周辺の土地利用に与える影響

ウ 事業の施行に要する費用の経済性

等の条件を満たすために、候補地や施行方法を比較した結果、申請案は、日向市駅に最も近く効率的な事業効果の発現が期待できる。また、事業予定地の一部が市有地であるため、民地の潰れ地が最も少なく、周辺の土地利用に与える影響も小さい。加えて、市有地の利用により用地の取得費用が低く抑えられることから事業の施行に要する費用も最も安価であると認められる。

④ 比較衡量

①で述べた得られる公共の利益と②で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、③で述べたように、本件起業地は、他の候補地と比較して最も合理的であると認められる。

以上から、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

① 申請事業を早期に施行する必要性

本件事業は、「基本計画」に従って整備を行うものであり、既に完成している鉄道高架事業等と連携し、より大きな効果を発揮するものとなっており、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

② 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、交流拠点広場におけるイベント等の実施に必要な機能を実現するための施設の設置に必要な範囲であり、公共駐車場についても、イベント来訪者への対応と日向市駅周辺の駐車場の不足に対応するために必要な範囲であると認められる。

さらに、起業地の範囲は、一時的な使用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用又は使用の別についても、合理的であると認められる。

以上から、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項に規定する図面の縦覧場所

日向市役所建設部市街地整備課

宮崎県告示第 178号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月16日から平成21年 3 月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 26号	延岡市北川 町川内名字 山瀬7368番 1地先から 同市同町川 内名字小木 口山7615番 1地先まで	旧	19.1 ～ 48.4	377.7
				新	19.1 ～ 29.5	370.7

宮崎県告示第 179号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月16日から平成21年 3 月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡門 川町大字川 内字西ノ園 4272番 2地 先から同郡 同町同大字 字古屋敷41 08番地先ま で	旧	5.0 ～ 32.8	1114.1
				新	13.8 ～ 96.6	1107.3

宮崎県告示第 180号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月16日から平成21年 3 月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
9	県道	宮崎西 環状線	宮崎市古城 町長田5887 番 1地先か ら同市北川 内町倉詰72	旧	16.6 ～ 26.5	121.0
				新	20.4 ～ 36.6	121.0

			51番1地先 まで			
--	--	--	--------------	--	--	--

宮崎県告示第 181号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月16日から平成21年 3 月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
51	県道	中野原 美々津 線	日向市東郷 町山陰字岩 金乙1228番 32地先から	旧	7.0 ～ 32.5	734.1
			同市同町山 陰字上ノ原 1708番1地 先まで	新	14.0 ～ 60.0	726.9

宮崎県告示第 182号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月16日から平成21年 3 月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
226	県道	土々呂 日向線	日向市大字 財光寺字六 反田2795番 地先から同 市大字平岩	旧	9.2 ～ 15.0 12.6 ～ 16.8	164.5 232.0
			字赤岩8462 番地先まで	新	12.6 ～ 16.8	232.0

宮崎県告示第 183号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月16日から平成21年 3 月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
302	県道	高鍋美 々津線	児湯郡都農 町大字川北 字明田4353 番地先から	旧	16.8 ～ 21.2	300.0
			同郡同町同 大字字原田 4176番1地 先まで	新	14.8 ～ 18.0	300.0

宮崎県告示第 184号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月16日から平成21年 3 月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
336	県道	宮崎田 野線	宮崎市古城 町長田5813 番5地先から	旧	15.4 ～ 44.3	124.0
			同市同町 長田5815番 1地先まで	新	16.8 ～ 44.3	124.0

宮崎県告示第 185号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月16日から平成21年 3 月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡門 川町大字川 内字西ノ園 4272番2地 先から同郡 同町同大字 字古屋敷41 08番地先ま で	平成21年 3 月16日

宮崎県告示第 186号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月16日から平成21年 3 月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
9	県道	宮崎西 環状線	宮崎市古城 町長田5887 番 1 地先か ら同市北川 内町倉詰72 51番 1 地先 まで	平成21年 3 月16日

宮崎県告示第 187号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月16日から平成21年 3 月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
226	県道	土々呂 日向線	日向市大字 財光寺字六 反田2795番 地先から同 市大字平岩 字赤岩8462 番地先まで	平成21年 3 月23日

宮崎県告示第 188号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月16日から平成21年 3 月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
302	県道	高鍋美 々津線	児湯郡都農 町大字川北	平成21年 3 月16日

字明田4353
番地先から
同郡同町同
大字字原田
4176番 1 地
先まで

宮崎県告示第 189号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月16日から平成21年 3 月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
336	県道	宮崎田 野線	宮崎市古城 町長田5813 番 5 地先か ら同市同町 長田5815番 1 地先まで	平成21年 3 月16日

宮崎県告示第 190号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日南土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 河川の名称
二級河川広渡川水系戸高川放水路
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成21年 3 月16日
- 3 廃川敷地等の位置
日南市大字星倉字上免 704番 4
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 165.98㎡

宮崎県告示第 191号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成21年 3 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
高原町	高 塚 並 木 温 谷	I-1-2091	急傾斜地の崩壊
		I-1-3306	急傾斜地の崩壊
		II-1-2092	急傾斜地の崩壊
えびの市	下 村	II-1-0835	急傾斜地の崩壊
野尻町	勝 負 1	II-1-5534	急傾斜地の崩壊
	勝 負 2	II-1-5581	急傾斜地の崩壊
	西勝負谷川 1	05-362-2-006	土 石 流
	西勝負谷川 2	05-362-2-007	土 石 流
	勝 負 1	05-362-2-008	土 石 流
	勝 負 2	05-362-2-009	土 石 流
	東 勝 負	05-362-2-010	土 石 流

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及
小林土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 192号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法
律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり
土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必
要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成21年3月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 箇 所 （ 溪 流 ） 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
高原町	高 塚 並 木 温 谷	I-1-2091	急傾斜地の崩壊
		I-1-3306	急傾斜地の崩壊
		II-1-2092	急傾斜地の崩壊
えびの市	下 村	II-1-0835	急傾斜地の崩壊
野尻町	勝 負 1	II-1-5534	急傾斜地の崩壊
	勝 負 2	II-1-5581	急傾斜地の崩壊
	西勝負谷川 1	05-362-2-006	土 石 流
	西勝負谷川 2	05-362-2-007	土 石 流
	勝 負 1	05-362-2-008	土 石 流
	勝 負 2	05-362-2-009	土 石 流
	東 勝 負	05-362-2-010	土 石 流

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及
小林土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 193号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第
12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次の
とおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県土整備部港湾課及び宮崎県串間土木
事務所において公衆の縦覧に供する。

平成21年3月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置（図面対象番号）	数 量	能 力
福島港	臨港 交通 施設	臨港 道路	串間市西浜 2 丁目72 47番50 (D-1-5-1)	延長 240.10メ ートル	幅員 7.53メ ートル
			同上 (D-1-5-2)	延長 189.4メ ートル	幅員 8.70メ ートル
			同上 (D-1-5-3)	延長 219.00メ ートル	幅員 8.10メ ートル
			串間市西浜 2 丁目72 47番51 (D-1-5-4)	延長 42.50メ ートル	幅員 8.80メ ートル
			串間市西浜 2 丁目72 47番54 (D-1-5-5)	延長 18.80メ ートル	幅員 7.50メ ートル
			同上 (D-1-5-6)	延長 16.60メ ートル	幅員 7.60メ ートル

公 告

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により
、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成21年3月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
東諸県郡国富町
- 2 地籍調査を行った期間
平成19年4月1日から平成21年1月21日
- 3 地籍調査を行った地域
東諸県郡国富町大字三名、木脇の各一部
- 4 認証年月日
平成21年3月9日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により
、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成21年3月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 地籍調査を行った者の名称

東臼杵郡美郷町

2 地籍調査を行った期間

平成19年4月1日から平成20年12月24日

3 地籍調査を行った地域

東臼杵郡美郷町南郷区鬼神野の一部

4 認証年月日

平成21年3月9日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、上長飯土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年3月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	吉 田 満 秋	都城市東町12街区26号
理 事	鈴 木 直 信	都城市上長飯町 198番地
理 事	吉 川 隆 司	都城市早鈴町1361番地 3
理 事	林 義 照	都城市上長飯町 124番地 1
理 事	有 川 義 臣	都城市上長飯町2428番地 3
理 事	坂 元 健治郎	都城市下長飯町 752番地
理 事	松 山 義 寛	都城市一万城町92号12番地
理 事	高 野 純 男	都城市早鈴町1600番地 2
理 事	田 中 皆 夫	都城市豊満町1632番地 9
理 事	川 崎 武 則	都城市安久町4700番地 3
監 事	田 中 高 陽	都城市都島町 210番地32
監 事	坂 元 勝 也	都城市東町10街区23号

(任期：平成25年2月18日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	吉 田 満 秋	都城市東町12街区26号
理 事	高 野 正 信	都城市豊満町 650番地 1
理 事	黒 木 不 二 男	都城市上長飯町 200番地 6

理 事	林 義 照	都城市上長飯町 124番地 1
理 事	櫻 田 国 雄	都城市上長飯町95番地
理 事	坂 元 健治郎	都城市下長飯町 752番地
理 事	松 山 義 寛	都城市一万城町92号12番地
理 事	高 野 純 男	都城市早鈴町1600番地 2
理 事	杉 元 清 照	都城市早鈴町10街区8号
理 事	川 崎 武 則	都城市安久町4700番地 3
監 事	田 中 高 陽	都城市都島町 210番地32
監 事	坂 元 勝 也	都城市東町10街区23号

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第9項の規定により、浦之名地区3換地区県営土地改良事業（宮崎市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地処分をした。

平成21年3月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、延岡市が行う土地改良事業（舞見田地区、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）の施行協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年3月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 縦覧に供する書類

決定に係る土地改良事業計画書写し

2 縦覧期間

平成21年3月16日から平成21年4月14日まで

3 縦覧場所

延岡市役所農村整備課内及び延岡市北川町総合支所農林課内

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、日之影町が行う土地改良事業（大平上地区、ため池等整備事業）の施行協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年3月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 縦覧に供する書類

決定に係る土地改良事業計画書写し

2 縦覧期間

平成21年3月16日から平成21年4月14日まで

3 縦覧場所

日之影町役場建設課内

人事委員会規則

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月16日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第 1 号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和30年宮崎県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第 1（第 2 条関係）					別表第 1（第 2 条関係）				
組	織	職	種 別	区 分	組	織	職	種 別	区 分
[略]					[略]				
公安委 員会	警察本部	[略]	[略]	[略]	公安委 員会	警察本部	[略]	[略]	[略]
		監察官 施設管理官 留置管理官 少年対策官 暴力団対策官 宮崎交通反則通 告センター所長 交通管制官 自動車運転免許 試験場長 統括官					取調べ監督総務 官 監察官 留置管理官 施設管理官 少年対策官 暴力団対策官 宮崎交通反則通 告センター所長 交通管制官 自動車運転免許 試験場長 統括官		
[略]					[略]				

附 則

この規則は、平成21年 3 月18日から施行する。

期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月16日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第 2 号

期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第 1（第 5 条の 3 関係）					別表第 1（第 5 条の 3 関係）				
組織 区分	給料 表	職		加 算 割 合	組織 区分	給料 表	職		加 算 割 合
[略]					[略]				
警察 本部	行政 職	本部	課長、所長、施設管理 官、交通管制官	[略]	警察 本部	行政 職	本部	課長、所長、施設管理 官、交通管制官、統括 官	[略]
			[略]					[略]	
[略]					[略]				
公安 職	本部	本部	部長、首席監察官、参 事官、課（隊、所）長 、監察官、施設管理官 、留置管理官、少年対	[略]	公安 職	本部	本部	部長、首席監察官、参 事官、課（隊、所）長 、取調べ監督総務官、 監察官、留置管理官、	[略]
			[略]					[略]	

	策官、暴力団対策官、 統括官		施設管理官、少年対策 官、暴力団対策官、統 括官
出先 機関	校長、所長、場長、署 長 [略]	出先 機関	校長、所長、場長、署 長 [略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則中別表第 1 の警察本部の公安職の項の改正規定は平成21年 3 月18日から、同表の警察本部の行政職の項の改正規定は平成21年 3 月30日から施行する。

公安委員会規則

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月16日

宮崎県公安委員会委員長 田 代 知 代

宮崎県公安委員会規則第 2 号

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の組織に関する規則（昭和56年宮崎県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(総務課)</p> <p>第 3 条 総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>2 総務課に公安委員会事務室を置く。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 室長は、上司の命を受け、公安委員会事務室の事務を掌理する。</p> <p>(課長、所長及び隊長)</p> <p>第32条 [略]</p> <p>(統括官)</p> <p>第34条の 5 [略]</p> <p>2 統括官は、警視をもって充てる。</p> <p>3 統括官は、上司の命を受け、部の企画調整に関する統括的事務をつかさどる。</p> <p>別表 (第37条関係)</p>	<p>(総務課)</p> <p>第 3 条 総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p><u>(13) 被疑者取調べの監督に関すること。</u></p> <p>(14) [略]</p> <p>2 総務課に公安委員会事務室及び取調べ監督指導室を置く。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 <u>公安委員会事務室長は、上司の命を受け、公安委員会事務室の事務を掌理する。</u></p> <p>6 <u>取調べ監督指導室においては、被疑者取調べ監督に関する事務(取調べ監督総務官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。</u></p> <p>7 <u>取調べ監督指導室に室長を置き、警視又は警部をもって充てる。</u></p> <p>8 <u>取調べ監督指導室長は、上司の命を受け、取調べ監督指導室の事務を掌理する。</u></p> <p>(課長、所長及び隊長)</p> <p>第32条 [略]</p> <p><u>(取調べ監督総務官)</u></p> <p>第32条の 2 <u>警務部に取調べ監督総務官を置く。</u></p> <p>2 <u>取調べ監督総務官は、警視をもって充てる。</u></p> <p>3 <u>取調べ監督総務官は、本部長の命を受け、被疑者取調べにおける監督対象行為の有無の調査に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>(統括官)</p> <p>第34条の 5 [略]</p> <p>2 統括官は、警視又は事務職員をもって充てる。</p> <p>3 統括官は、上司の命を受け、部の企画調整に関する統括的事務及び部の重要事項に関する事務をつかさどる。</p> <p>別表 (第37条関係)</p>

職	職 制 又 は 職 制 上 の 職	職	職 制 又 は 職 制 上 の 職
事務職員又は技術職員	課長、施設管理官、交通管制官、自動車運転免許試験場長、会計官、管理官、室長、理事官、調査官、指導官、鑑定官、課長補佐、所長補佐、校長補佐、係長、主任、主事、技師	事務職員又は技術職員	課長、施設管理官、交通管制官、 <u>統括官</u> 、 <u>科学捜査研究所長</u> 、自動車運転免許試験場長、会計官、管理官、室長、理事官、調査官、指導官、鑑定官、課長補佐、所長補佐、校長補佐、係長、主任、主事、技師
[略]		[略]	

附 則

この規則は、平成21年3月18日から施行する。ただし、第34条の5の改正規定及び別表の改正規定は、同年3月30日から施行する。